平成２６年（フ）第１７２２号
福岡市南区井尻５丁目24番８―102号
破産者　加藤　明恵
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９５５号
福岡市西区福重３丁目14番11号
破産者　有田　和美
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６号
福岡市中央区六本松１丁目５番12号
破産者　津上　光男
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５号
福岡市南区長住３丁目60番201号
破産者　都市　三夫
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２２号
仙台市太白区長町南４丁目22番11号　ハイムグランツ202
破産者　佐々木明彦
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７４２号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町１丁目１番36号ソールオリエンスＢ棟203号、開始決定時の住所宮城県岩沼市たけくま１丁目32番21号レガートＫ　Ａ―101
破産者　田村　祐子
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７４６号
仙台市青葉区錦町１丁目８番29号　千寿荘に、従前の住所仙台市青葉区木町通１丁目３番42―605号
破産者　齋藤　信也
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０６号
埼玉県草加市稲荷２丁目15番７号
破産者　高木貴美子
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５４０号
埼玉県越谷市蒲生３丁目16番３号　クレスト９―101号
破産者　法村多々雄
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
埼玉県三郷市早稲田８丁目25番地10
破産者　近藤　　央
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５５３号
埼玉県越谷市登戸町12番50号、旧住所埼玉県越谷市登戸町21番１号
破産者　岩田　琢雄
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５５４号
埼玉県草加市手代町1015番地12　レオパレスさつき弐番館201号
破産者　塩山　修康
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根595番地１、住民票上の住所埼玉県吉川市栄町767番地２
破産者　関口　浩司
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
静岡県伊豆市修善寺305番地の５
破産者　村山　幸次
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
静岡県沼津市高沢町７番26号　井村ビル３Ｆ
破産者　岡部　信子
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
静岡県沼津市本錦町649番地
破産者　望月　喜一
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
愛知県豊橋市北島町字北島107番地３　Ｂ201、従前の住所愛知県豊橋市萱町８番地401
破産者　荻野　繁明
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４２９号
兵庫県神崎郡神河町柏尾237番地
破産者　岡本　力人
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５０３号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1041番地の２
破産者　眞井みゆき（旧姓中村）
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部